「家族の法制に関する世論調査」の概要

平成 30 年 2 月 内閣府政府広報室

調 査 対 象 全国の日本国籍を有する 18 歳以上の者 5,000 人 有効回収数 2,952 人(回収率 59.0%)

調 査 期 間 平成29年11月30日~12月17日(調査員による個別面接聴取)

調査目的 家族や家族に関する法制度についての国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

調 査 項 目 1 家族の役割に対する考え方

2 選択的夫婦別氏制度の導入に対する考え方

3 裁判上の離婚

調 査 実 績 「家族の法制に関する世論調査」(平成18年12月、平成24年12月) 「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」(平成13年5月) 「家族法に関する世論調査」(平成8年6月)

(平成18年度の調査から、調査対象者に調査主体が「内閣府」であることを提示した上で実施。)

その他

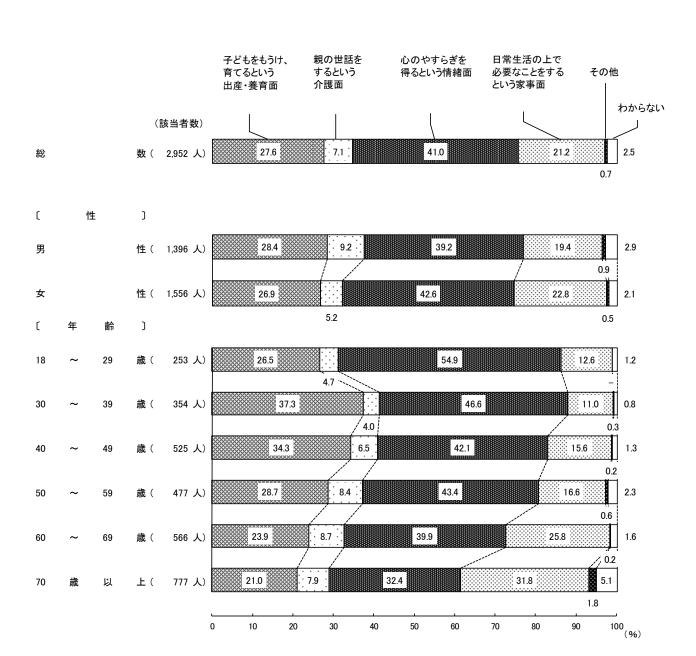
平成28年度から調査対象者の年齢を18歳以上に引き下げているため、20歳以上を対象としていた前回調査までとの単純な比較には注意を要する。

1 家族の役割に対する考え方

(1) 家族の役割

問1 あなたが、家族の役割として最も大切だと思うものは何ですか。次の中から1つだけお 答えください。

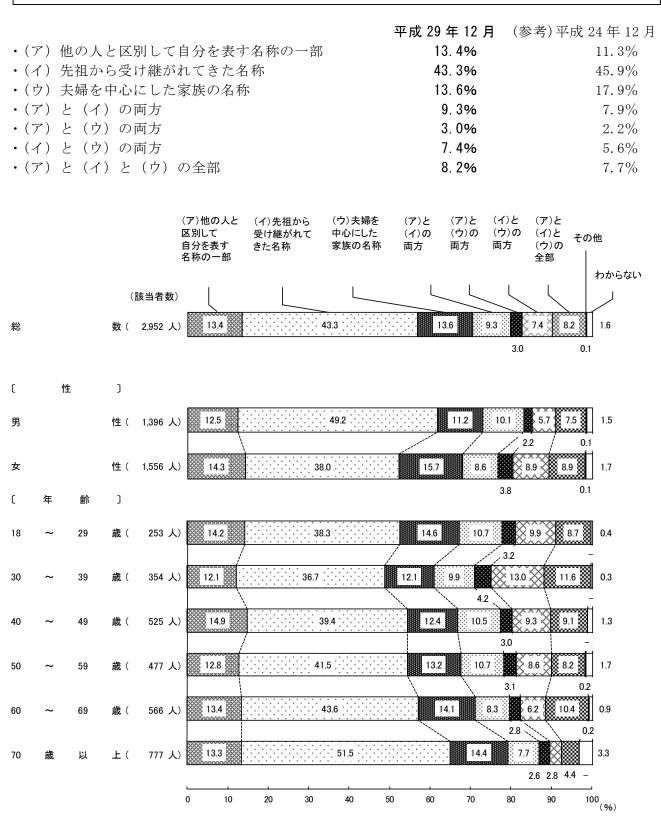
	平成 29 年 12 月	(参考) 平成 24 年 12 月
・子どもをもうけ、育てるという出産・養育面	27.6%	29.5%
・親の世話をするという介護面	7. 1%	9.4%
・心のやすらぎを得るという情緒面	41.0%	38.1%
・日常生活の上で必要なことをするという家事面	21. 2%	20.2%



2 選択的夫婦別氏制度の導入に対する考え方

(1) 家族と名字(姓) に対する意識

問2 あなたは、名字(姓)とは、どういうものだと思いますか。次の中から1つだけお答えく ださい。



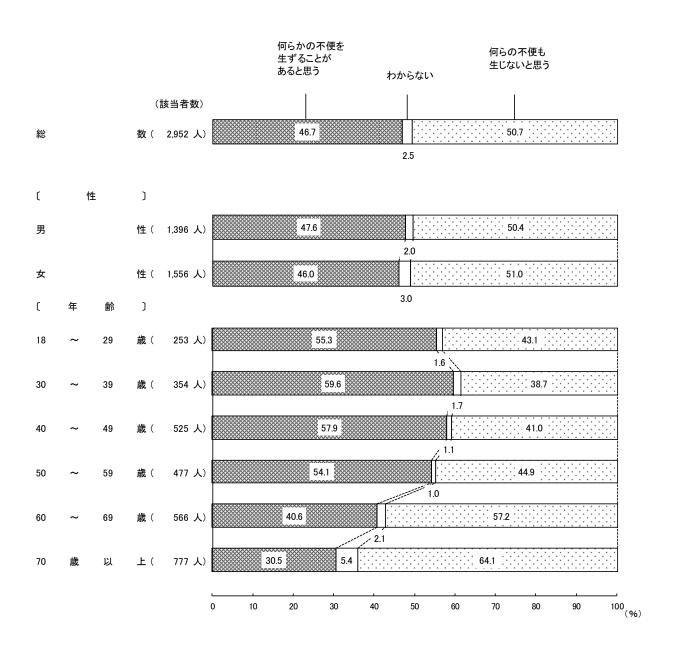
(2) 仕事と婚姻による名字(姓)の変更

問3 現在の法律では、婚姻によって、夫婦のどちらかが必ず名字(姓)を変えなければならないことになっています。あなたは、婚姻前から仕事をしていた人が、婚姻によって名字(姓)を変えると、仕事の上で何らかの不便を生ずることがあると思いますか。

平成 29 年 12 月 (参考) 平成 24 年 12 月

- ・何らかの不便を生ずることがあると思う
- ・何らの不便も生じないと思う

46. 7% 45. 6% 50. 7% 51. 4%



ア 仕事上の不便に対する考え方

(問3で「何らかの不便を生ずることがあると思う」と答えた方(1,380人)に)

更問 1 婚姻前から仕事をしていた人が、婚姻によって名字(姓)を変えると、仕事の上で何らかの不便が生ずることがあるとして、そのことについて、あなたは、どのように思いますか。次の中から1つだけお答えください。

平成 29 年 12 月 (参考)平成 24 年 12 月

・婚姻をする以上、

仕事の上で何らかの不便が生ずるのは仕方がない

22. 1%

24.6%

婚姻をしても、

仕事の上で不便を生じないようにした方がよい

59.9%

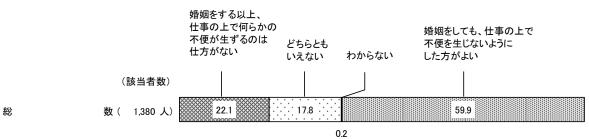
60.6%

・どちらともいえない

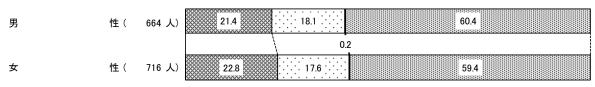
17.8%

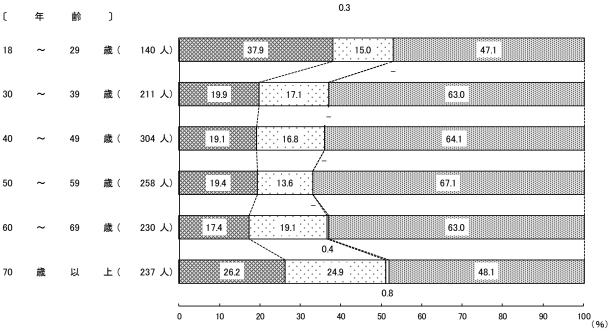
14.6%

(「何らかの不便を生ずることがあると思う」と答えた者に)



〔 性〕





イ 婚姻前の名字(姓)の通称使用

(更問1で「婚姻をしても、仕事の上で不便を生じないようにした方がよい」と答えた方 (826人) に)

更問2 婚姻をして名字(姓)を変えても、仕事の上で不便を生じないようにするため、婚姻前の名字(姓)を通称として使えばよいという考え方がありますが、あなたは、このような考え方について、どのように思いますか。次の中から1つだけお答えください。

平成 29 年 12 月 (参考) 平成 24 年 12 月

・仕事の上で通称を使うことができれば、 不便を生じないで済むと思う

57.7%

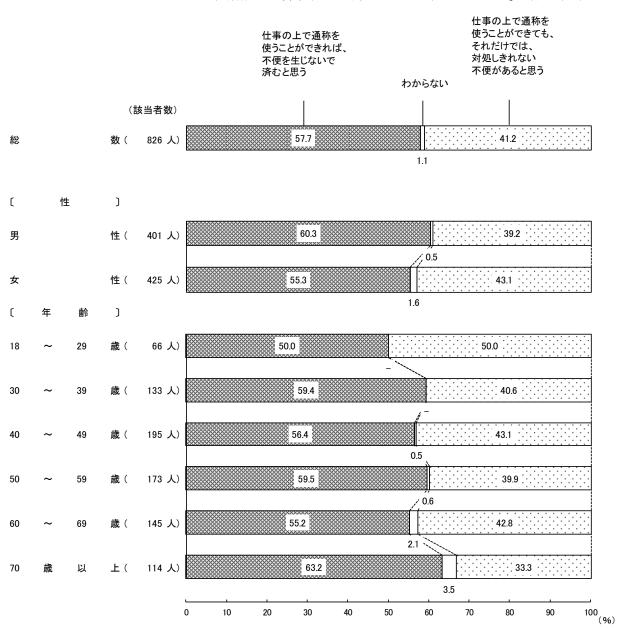
58.5%

・仕事の上で通称を使うことができても、 それだけでは、対処しきれない不便があると思う

41.2%

39.4%

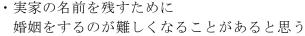
(「婚姻をしても、仕事の上で不便を生じないようにした方がよい」と答えた者に)



(3)婚姻と実家の名字(姓)の存続

問4 あなたは、例えば、男性の兄弟のいない女性が、名字(姓)を変えると、実家の名字(姓) がなくなってしまうなどの理由で、婚姻をするのが難しくなることがあると思いますか。

平成 29 年 12 月 (参考) 平成 24 年 12 月



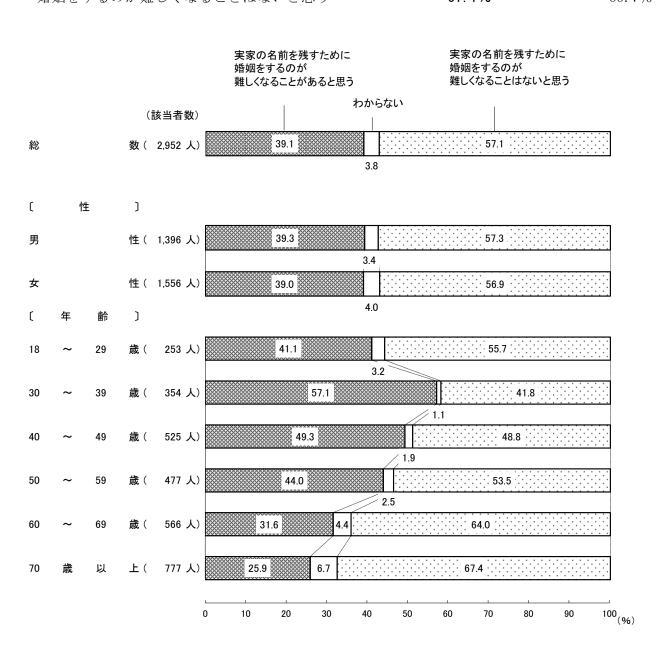
39.1%

40.1%

・実家の名前を残すために 婚姻をするのが難しくなることはないと思う

57.1%

55.7%



ア 婚姻を難しくすることに対する考え方

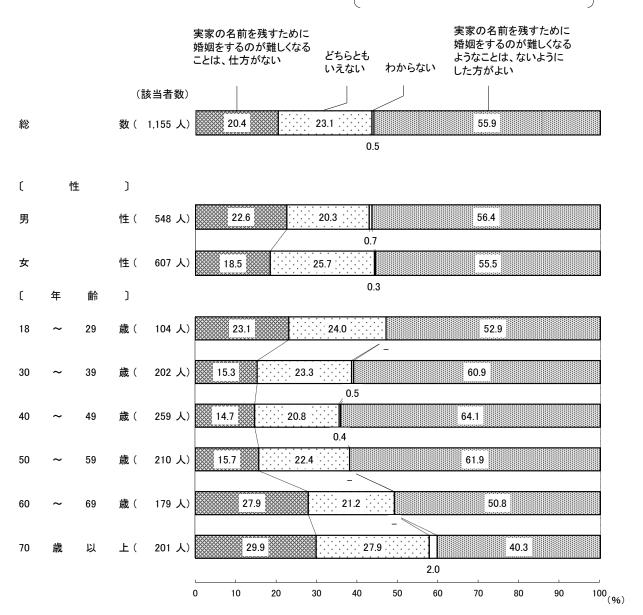
(問4で「実家の名前を残すために婚姻をするのが難しくなることがあると思う」と答えた 方 $(1,155\,\text{人})$ に)

更問 実家の名前を残すために婚姻をするのが難しくなることがあるとして、そのことについて、あなたは、どのように思いますか。次の中から1つだけお答えください。

平成 29 年 12 月 (参考) 平成 24 年 12 月

・実家の名前を残すために婚姻をするのが		
難しくなることは、仕方がない	20. 4%	20.4%
・実家の名前を残すために婚姻をするのが		
難しくなるようなことは、ないようにした方がよい	55.9%	57.2%
・どちらともいえない	23. 1%	21.6%

「実家の名前を残すために婚姻をするのが 難しくなることがあると思う」と答えた者に



(4)婚姻による名字(姓)の変更に対する意識

問5 あなたは、婚姻によって、ご自分の名字(姓)が相手の名字(姓)に変わったとした場合、 そのことについて、どのような感じを持つと思いますか。次の中からいくつでもお答えくだ さい。(複数回答)

(上位2項目)

平成 29 年 12 月 (参考)平成 24 年 12 月

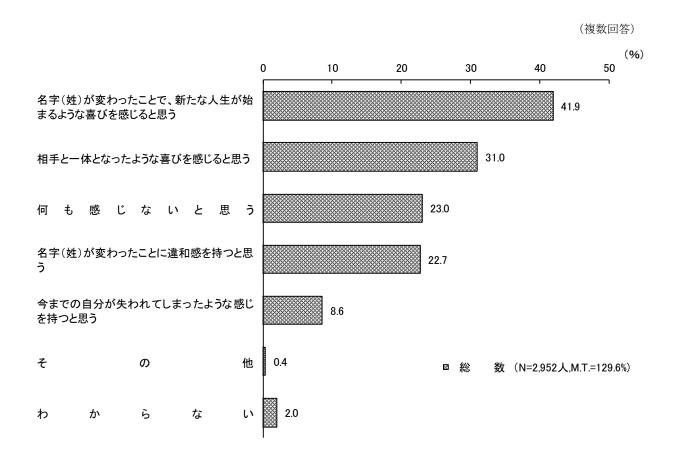
- ・名字(姓)が変わったことで、新たな人生が始まるような喜びを感じると思う
- ・相手と一体となったような喜びを感じると思う

41.9%

47.5%

31.0%

30.8%



ア 婚姻による名字(姓)の変更と自己喪失感

(問5で「今までの自分が失われてしまったような感じを持つと思う」と答えた方以外の方(2,698人)に)

更問 1 あなたは、あなた以外の人の中には、婚姻によって名字(姓)を変えると、今までの 自分が失われてしまったような感じを持つ人もいると思いますか。

平成 29 年 12 月 (参考) 平成 24 年 12 月

・そのような感じを持つ人がいると思う

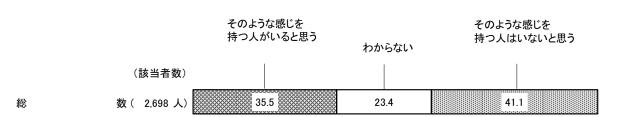
そのような感じを持つ人はいないと思う

35. 5% 41. 1% 33. 0% 47. 9%

23.4%

19.0%

「今までの自分が失われてしまったような 感じを持つと思う」と答えた方以外の者に



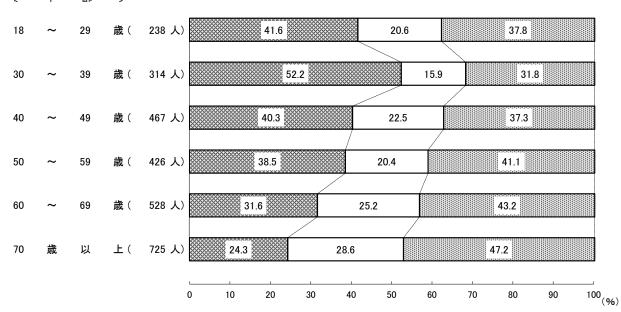
男性(1,269人) 37.0 22.9 40.1 女性(1,429人) 34.2 23.8 42.0

〔 年 齢 〕

性

[

・わからない



イ 自己喪失感に対する考え方

(問5で「今までの自分が失われてしまったような感じを持つと思う」と答えた方及び更問1で「そのような感じを持つ人がいると思う」と答えた方(1,212人)に)

更問2 婚姻によって名字(姓)が変わると、今までの自分が失われてしまったような感じを 持つ人がいるとして、そのことについて、あなたは、どのように思いますか。次の中か ら1つだけお答えください。

平成 29 年 12 月 (参考) 🗆	4.10	24 年	12	Ħ
---------------------	------	------	----	---

	婚姻	たナ	Z	Γ 1	L
•		29	\sim	レム	Γ.

そのような感じを持つことがあっても仕方がない

39.9%

41.7%

婚姻をしても、

そのような感じを持つことがないようにした方がよい

35.1%

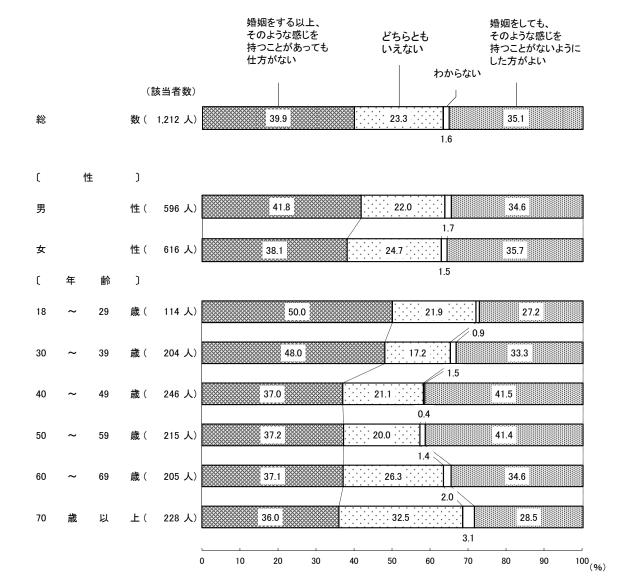
34.5%

・どちらともいえない

23.3%

22.3%

「「今までの自分が失われてしまったような感じを持つと思う」、 「そのような感じを持つ人がいると思う」と答えた者に



(5) 内縁の夫婦

問6 世間には、正式に結婚している夫婦と全く同じ生活をしているけれども、正式な夫婦となる届出をしていないという男女(内縁の夫婦)がいます。あなたは、そのような内縁の夫婦の中に、双方がともに名字(姓)を変えたくないという理由で、正式な夫婦となる届出をしない人がいると思いますか。

平成 29 年 12 月 (参考) 平成 24 年 12 月

・名字(姓)を変えたくないという理由で、 正式な夫婦となる届出をしない内縁の夫婦もいると思う

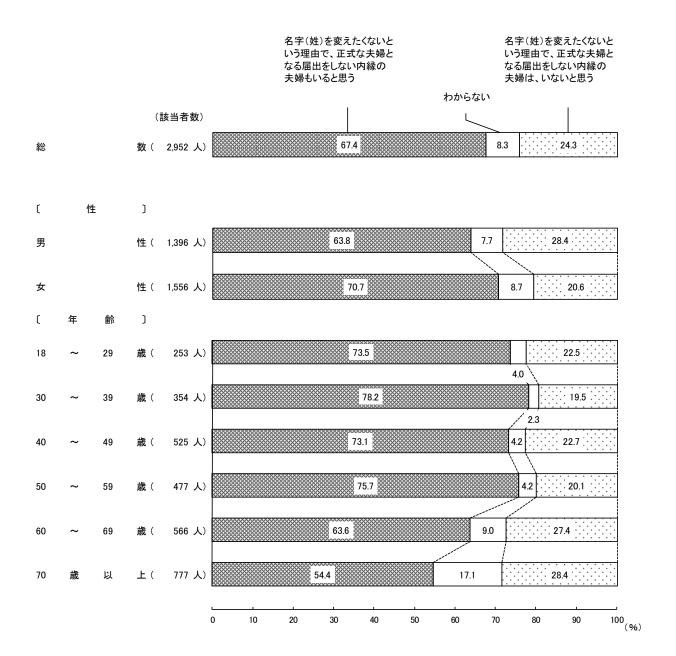
67.4%

61.3%

・名字(姓)を変えたくないという理由で、

正式な夫婦となる届出をしない内縁の夫婦は、いないと思う 24.3%

29.4%



ア 内縁の夫婦についての見方

(問6で「名字(姓)を変えたくないという理由で、正式な夫婦となる届出をしない内縁の夫婦 もいると思う」と答えた方(1,991人)に)

更問 そのような内縁の夫婦は法律(民法)上は正式な夫婦として認められませんが、あなたは、 そのような男女についてどのように思いますか。次の中から1つだけお答えください。

平成 29 年 12 月 (参考) 平成 24 年 12 月

- ・同じ名字(姓)を名乗らない以上、
 - 正式な夫婦とは違うと思う
- ・同じ名字(姓)を名乗っていなくても、 正式な夫婦と同じような生活をしていれば、 正式な夫婦と変わらないと思う

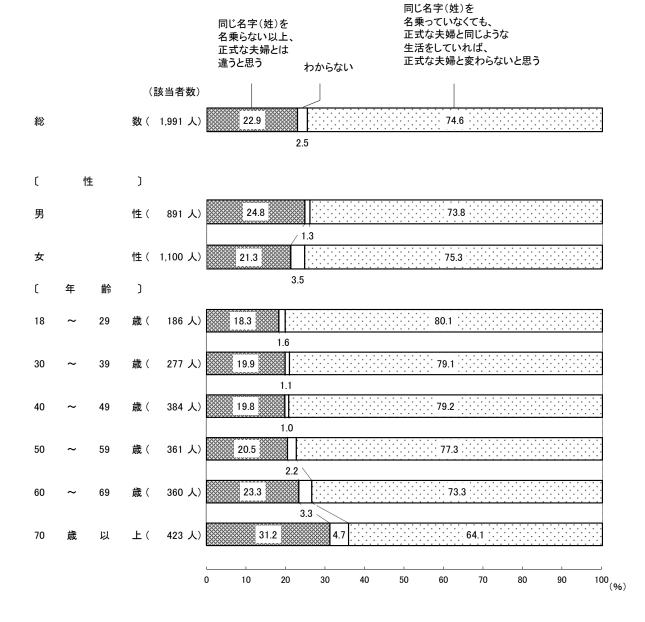
22.9%

27.8%

74.6%

69.9%

「名字(姓)を変えたくないという理由で、正式な夫婦となる 届出をしない内縁の夫婦もいると思う」と答えた者に



(6) 家族の一体感(きずな)

問7 あなたは、夫婦・親子の名字(姓)が違うと、夫婦を中心とする家族の一体感(きずな) に何か影響が出てくると思いますか。次の中から1つだけお答えください。

平成 29 年 12 月 (参考) 平成 24 年 12 月

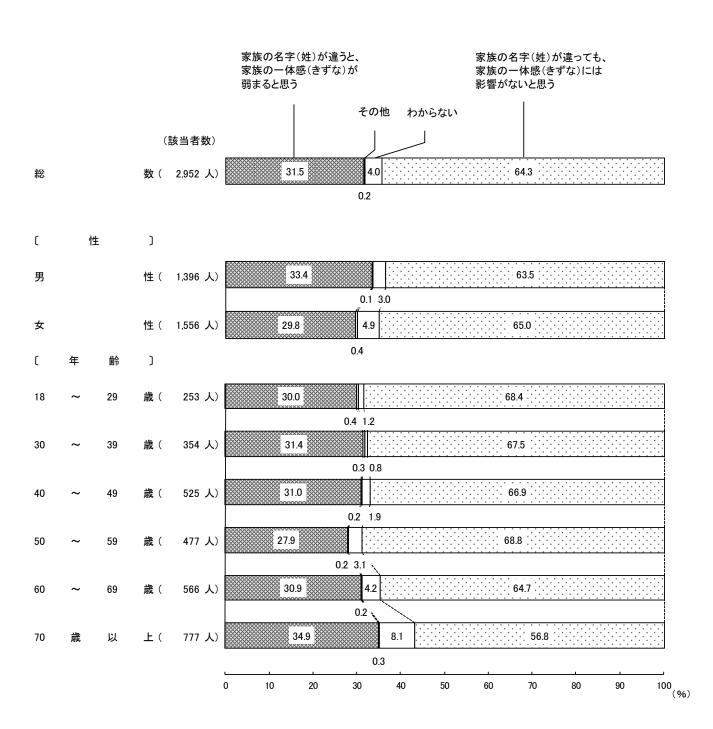
- ・家族の名字(姓)が違うと、 家族の一体感(きずな)が弱まると思う
- ・家族の名字(姓)が違っても、 家族の一体感(きずな)には影響がないと思う

31.5%

36.1%

64.3%

59.8%



(7) 配偶者の父母との関係

問8 あなたは、夫婦の名字(姓)が違うと、自分と違う名字(姓)の配偶者の父母との関係に 何か影響が出てくると思いますか。次の中から1つだけお答えください。

平成 29 年 12 月 (参考) 平成 24 年 12 月

・名字(姓)が違うと、 配偶者の父母との関係を大切にしなくなると思う

16.2%

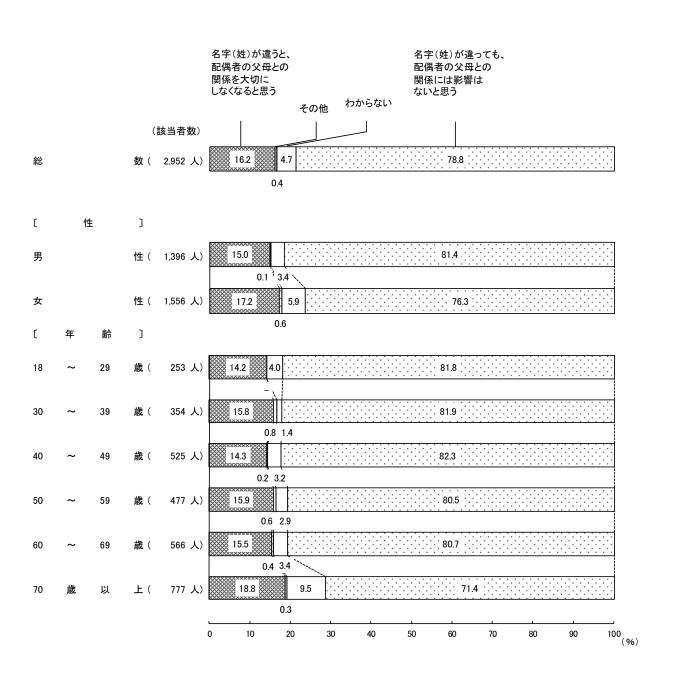
18.7%

名字(姓)が違っても、写得者の公園との問答にいる。

配偶者の父母との関係には影響はないと思う

78.8%

76.3%



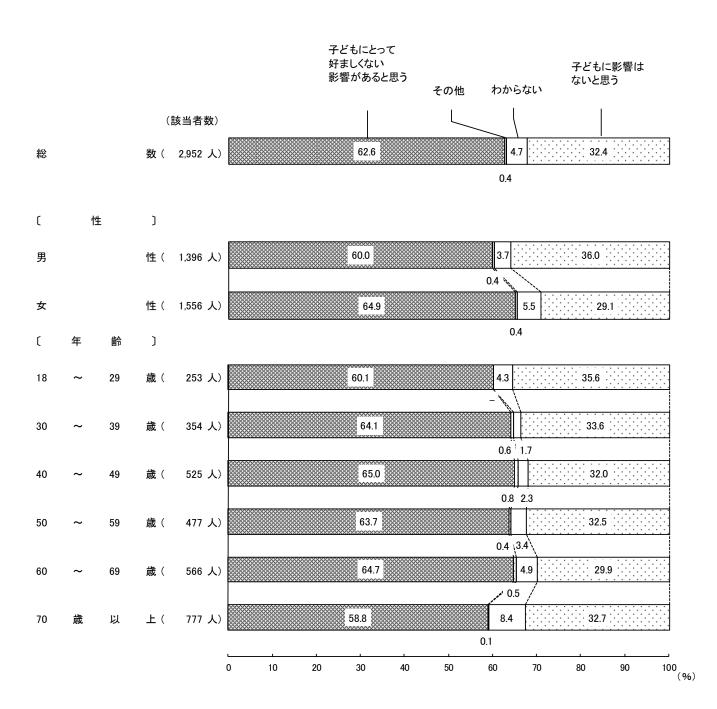
(8) 子どもへの影響

問9 あなたは、夫婦の名字(姓)が違うと、夫婦の間の子どもに何か影響が出てくると思いま すか。次の中から1つだけお答えください。

平成 29 年 12 月 (参考)平成 24 年 12 月

- ・子どもにとって好ましくない影響があると思う
- ・子どもに影響はないと思う

62. 6% 67. 1% 32. 4% 28. 4%



(9) 選択的夫婦別氏制度

法律を改めることについては、かまわない

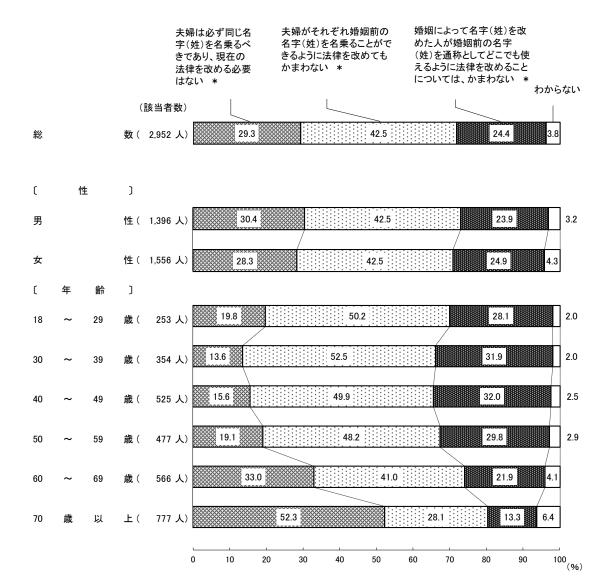
問 10 現在は、夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗らなければならないことになっていますが、「現行制度と同じように夫婦が同じ名字(姓)を名乗ることのほか、夫婦が希望する場合には、同じ名字(姓)ではなく、それぞれの婚姻前の名字(姓)を名乗ることができるように法律を改めた方がよい。」という意見があります。このような意見について、あなたはどのように思いますか。次の中から1つだけお答えください。

平成 29 年 12 月 (参考) 平成 24 年 12 月

24.0%

24.4%

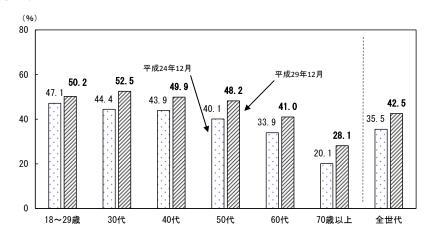
・婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字(姓)を		
名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない	29.3%	36.4%
・夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望している		
場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字(姓)を		
名乗ることができるように法律を改めてもかまわない	42.5%	35.5%
・夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望していても、		
夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきだが、婚姻によって		
名字(姓)を改めた人が婚姻前の名字(姓)を		
通称としてどこでも使えるように		



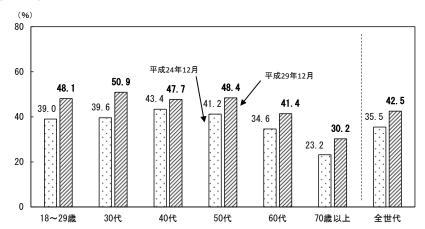
(参考)

「夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の 名字(姓)を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と答えた方の割合。

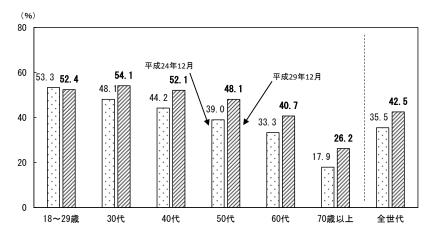
1. 男女合計



2. 男性



3. 女 性



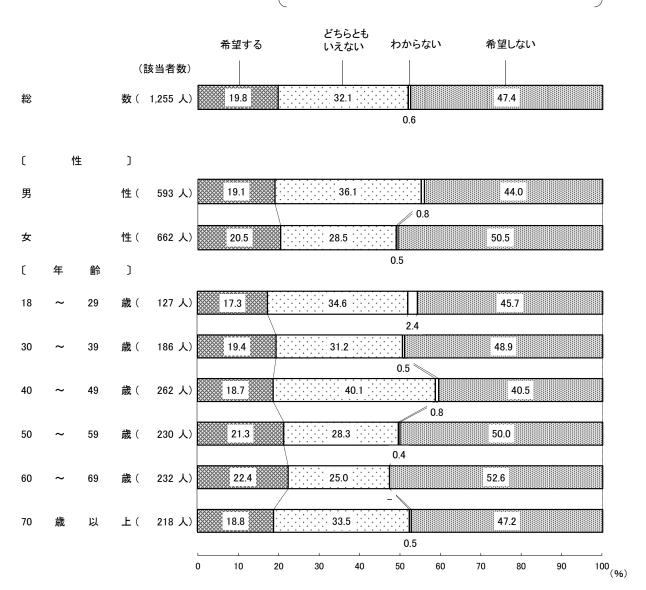
注)グラフ上の「18~29歳」は、平成24年12月調査では「20歳代」。

ア 別姓の希望

(問 10 で「夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字(姓)を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と答えた方(1,255人)に) 更問 希望すれば、夫婦がそれぞれの婚姻前の名字(姓)を名乗れるように法律が変わった場合、あなたは、夫婦でそれぞれの婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望しますか。あなたが、結婚なさっている、いないにかかわらず、お答えください。

平成 29 年 12 月 (参考)平成 24 年 12 月・希望する19.8%23.5%・希望しない47.4%49.0%・どちらともいえない32.1%27.2%

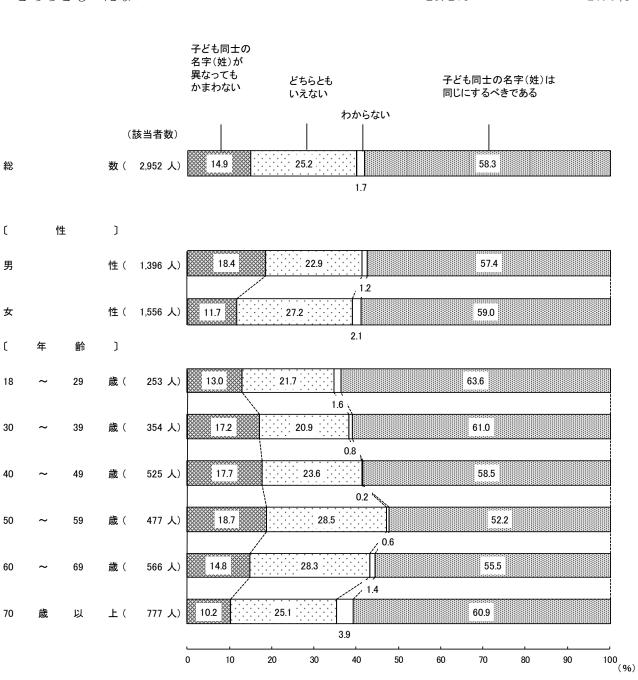
「夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字(姓)を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と答えた者に



(10) 別姓夫婦の子どもの名字(姓)

問 11 希望すれば、夫婦がそれぞれの婚姻前の名字(姓)を名乗れるように法律が変わった場合を想定してお答えください。それぞれの婚姻前の名字(姓)を名乗っている夫婦に二人以上の子どもがある場合、子ども同士(兄弟・姉妹)の名字(姓)が異なってもよいという考え方について、あなたは、どのようにお考えになりますか。次の中から1つだけお答えください。

平成 29 年 12 月 (参考) 平成 24 年 12 月・子ども同士の名字(姓)が異なってもかまわない14.9%11.9%・子ども同士の名字(姓)は同じにするべきである58.3%66.2%・どちらともいえない25.2%20.3%



ア 別姓夫婦の子どもの成年後の名字(姓)

(問11で「子ども同士の名字(姓)は同じにするべきである」と答えた方(1,720人)に)

更問 子ども同士は同一の名字(姓)を名乗るべきであるとして、それぞれの子どもが成年に達した時には、それまでと異なる父または母の名字(姓)に変えることができるという考え方について、あなたは、どのようにお考えになりますか。次の中から1つだけお答えください。

平成 29 年 12 月 (参考) 平成 24 年 12 月

今まて	で名字	(姓)	を変え	ない	\方が	よい
-----------------------	-----	-----	-----	----	-----	----

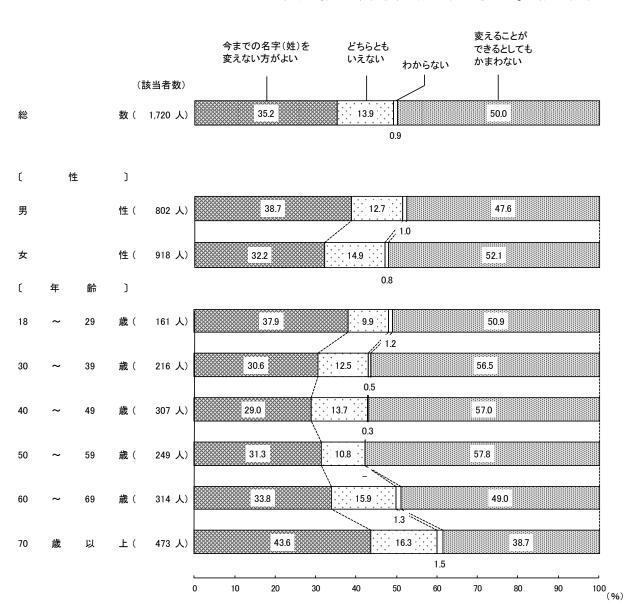
- 変えることができるとしてもかまわない
- ・どちらともいえない

 35. 2%
 37. 6%

 50. 0%
 47. 4%

 13. 9%
 13. 5%

(「子ども同士の名字(姓)は同じにするべきである」と答えた者に)



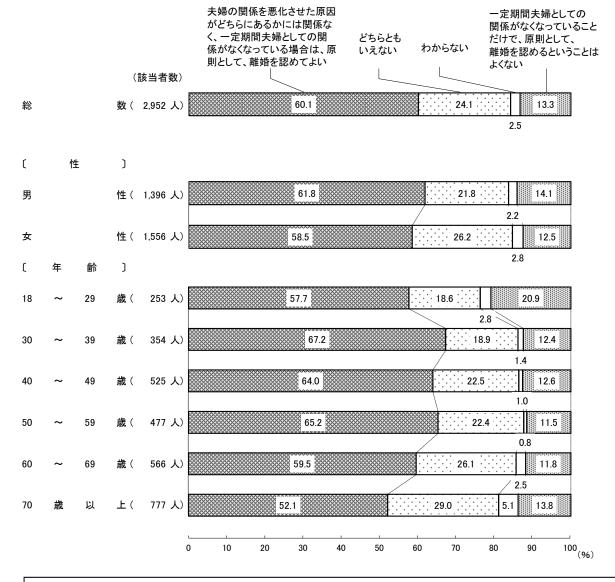
3 裁判上の離婚

(1)裁判上の離婚原因

問 12 あなたは、このような考え方(※)についてどのようにお考えになりますか。次の中から1つだけお答えください。

平成 29 年 12 月 (参考)平成 24 年 12 月

 ・夫婦の関係を悪化させた原因がどちらにあるかには 関係なく、一定期間夫婦としての関係がなくなっている 場合は、原則として、離婚を認めてよい
 ・一定期間夫婦としての関係がなくなっていることだけで、 原則として、離婚を認めるということはよくない
 ・どちらともいえない
 22.4%



※【資料】 現在、離婚訴訟においては、裁判を起こした人に、夫婦の関係を悪化させた主な原因があり、相手が離婚を望んでいない場合には、離婚は認められにくくなっています。これに対して、夫婦の関係が悪化した原因がどちらにあるかには関係なく、別居などによって、夫婦としての関係がなくなっている状態が一定期間続いた場合には、裁判を起こした人の言い分が正義に反するような勝手なものでない限り、離婚を認めてもよいという考え方があります。

ア 離婚を認めるための期間

(問 12 で「夫婦の関係を悪化させた原因がどちらにあるかには関係なく、一定期間夫婦としての関係がなくなっている場合は、原則として、離婚を認めてよい」と答えた方(1,773人)に) 更問 離婚を認めるための期間として、どのくらいの期間が適当だと思いますか。次の中から1つだけお答えください。

	平成 29 年 12 月	(参考)平成 24年 12月
· 2年未満	29. 5%	29.2%
・2年以上4年未満	22. 6%	26.9%
・4年以上6年未満	12.6%	13.1%
・6年以上8年未満	2.9%	3.0%
・8年以上10年未満	1. 2%	0.9%
・10年以上	2.4%	1.3%
・一概に言えない	28.0%	24.7%

「夫婦の関係を悪化させた原因がどちらにあるかには関係 なく、一定期間夫婦としての関係がなくなっている場合は、 原則として、離婚を認めてよい」と答えた者に

